

居宅介護支援事業所ほほえみの運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、株式会社セラピー（以下「事業者」という。）が開設する居宅介護支援事業所ほほえみ（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者等（以下「要介護者」という。）に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(事業の運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 事業所の介護支援専門員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 居宅介護支援事業所ほほえみ

(2) 所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂2-1-1（明治安田生命浦和ビル4階）

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。また、従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。

(2) 介護支援専門員 3名以上

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

運営指針を遵守し居宅介護支援業務を行います。

(介護支援専門員の勤務体制)

第5条 当社職員の配置状況については指定基準を遵守しています。

(1) 管理者兼主任介護支援専門員 常勤・兼務 1名

(2) 介護支援専門員 常勤・専任 2名以上

(3) 介護支援専門員 非常勤・専任 1名以上

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の休日及び12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前9時から午後6時までとする。

(3) 連絡体制 携帯電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとる。

(事業の提供方法、内容及び利用料等)

第7条 事業の提供方法、内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 第3条に規定する事業所内または利用者の居宅
 - (2) 使用する課題分析票の種類 T A I 方式
 - (3) サービス担当者会議の開催場所 第3条に規定する事業所内または利用者の居宅、必要に応じて入院先病院内。
 - (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 月1回以上
 - (5) モニタリングの実施 少なくとも月1回以上、利用者宅を訪問し面談してモニタリングを実施し、その結果を記録します。
- 2 第7条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費はその実費を徴収する。
 - 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前にし、事前に支払いに同意を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、さいたま市 戸田市 川口市 蕨市 とする。

(秘密の保持)

第9条

- (1) 事業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。この守秘義務はこの契約が終了した後も継続するものとします。
- (2) 前項の定めにかかわらず、利用者は、事業者がこの契約に定める業務遂行の範囲内で利用者およびその家族の個人情報を使用することに同意します。

(事故発生時の対応)

第10条 介護支援専門員は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供による事故が発生を担保する1億円以上の損害賠償保険に加入し、対象となる事故が発生した場合には、損害保険会社にすみやかに手続を行う。

(苦情処理の体制)

第11条 居宅介護支援に関する相談窓口では、当事業所の居宅介護支援に関するご相談・ご要望、苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

(1) 当社の苦情受付窓口

株式会社セラピー

居宅介護支援事業所ほほえみ

電話番号：048-823-4689

管理者(主任介護支援専門員)：管理者

介護支援専門員 常勤：2名以上

介護支援専門員 非常勤：1名以上

受付時間：月曜日～金曜日9：00～18：00

休業日：土曜、日曜、祭日、年末年始（12月30日から1月3日）

(2) 別に下記の当事業所以外の、市区町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

(行政の相談窓口) お住まいの市、区役所の介護保険担当窓口です。

さいたま市介護保険課 048-829-1264

さいたま市浦和区高齢介護課 048-829-6152

(3) (埼玉県国民健康保健団体連合会の苦情相談窓口)

苦情相談専用電話 048-824-2568

介護保険課 048-824-2537

(夜間緊急時の連絡先)

第12条 夜間に緊急事態が発生して、営業時間外に係わらず居宅介護支援専門員への連絡が必要な場合。(緊急事態発生時以外の、サービスの変更や中止等の日常連絡には使えません。)

居宅介護支援事業所ほほえみ・夜間緊急時対応窓口

電話番号：事業所代表電話へご連絡ください

(個人情報の保護)

第13条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

(虐待の防止)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 虐待の防止のための指針を整備すること。

三 介護支援専門員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

四 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 事業所は、指定居宅介護支援の提供中又は居宅訪問等において、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村その他の関係機関に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第15条 事業者は、介護支援専門員等の資質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設けるとともに、必要な業務体制を整備するものとする。

一 採用時研修 採用後3か月以内

二 継続研修 年6回以上(外部研修を含む。)

2 従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持するものとする。

3 事業者は、従業者であった者が、従業者でなくなった後においても、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含めるものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業者の代表者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、

平成14年3月1日制定した運営規程を

平成21年5月1日から変更して施行する。

平成21年11月1日から変更して施行する。

平成25年11月1日から変更して施行する。

平成29年5月30日から変更して施行する。

平成29年12月1日から変更して施行する。

平成31年3月1日から変更して施行する。

令和2年2月1日から変更して施行する。

令和6年4月1日から変更して施行する。